

# 学校における働き方改革取組方針(令和2年3月改定)【概要】

令和2年3月 広島県教育委員会

## 改定の趣旨

平成30年7月に本方針を策定し、平成30年度から令和2年度の3年間を取組期間として、時間外勤務が月80時間を超える教員を0人とする目標を立てて、長時間勤務の縮減に向けた取組を進めてきたところであるが、国における法律改正や勤務時間の上限に関するガイドラインの指針への格上げなどを踏まえ、取組期間や目標を再設定するとともに、現状や課題を踏まえた重点的に取り組む項目を明示することとした。

## 目指す姿

本方針に基づいた取組を進めることにより、「学びの変革」の円滑な実施、学習指導要領の改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、限られた時間の中で、教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

また、教員以外も含めた学校全体の超過勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

## 期間・目標

期間 令和2年度～令和4年度

### 目標・成果指標

○子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員（管理職を除く。）の割合80%以上

○在校等時間<sup>※1</sup>から、正規の勤務時間を除いた時間を原則<sup>※2</sup>年360時間以内

及び月45時間以内とする。

#### ※1 「在校等時間」

次の（ア）及び（イ）に掲げる時間から（ウ）及び（エ）に掲げる時間を除いた時間

（ア）校内に在校している時間

（イ）校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

（ウ）正規の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号）第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。）外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

（エ）休憩時間

※2 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合においても、「1年について720時間以下」、「1か月について100時間未満」、「1年のうち1か月において45時間を超える月数について6月以下」及び「連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について80時間以下」とする。

## 取組の柱

引き続き、次の四つの視点を柱として取組を推進

- 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- 部活動指導に係る教員の負担軽減
- 学校における組織マネジメントの確立
- 教職員の働き方に対する意識の醸成

## 現状・課題

教員勤務実態調査等の結果、次のような実態が明らかとなっている。

- 教員勤務実態調査（平成 30 年 10 月実施）
  - ・ 1 週間当たりの学内勤務時間が 60 時間以上（時間外勤務が月当たり 80 時間（週 20 時間×4 週）以上に相当）の教諭等の割合が高等学校 42.8%，特別支援学校 8.9%
  - ・ 平日では、「授業（主担当）」や「授業準備（教材研究等含む）」の時間に続き，高等学校では「成績処理」「学校経営」「朝の業務」「部活動・クラブ活動」「生徒指導（個別）」の時間が長い。土日では，高等学校の「部活動・クラブ活動」の時間が 2 時間を超えている。
- ⇒ 本来担うべき業務の効率的・効果的な実施，事務的負担の軽減，部活動指導に係る負担軽減が必要
- 「学校における働き方改革取組方針」に係るフォローアップ調査（令和元年 9 月実施）
  - ・ 月当たり 80 時間以上の時間外勤務をしている教職員の業務実態に応じた優先順位の指示や進捗管理等を行っている学校の割合は，3 割程度に留まっている。
  - ・ 定時退校日以外の日「退校時刻の目安を設定」している学校は 2 割程度に留まっており，「入校時刻の目安を設定」している学校は，1 割以下となっている。
- ⇒ 学校における組織マネジメントの徹底・時間管理の意識改革が必要

## 重点的に取り組む項目

教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、次の点について、重点的に取組を推進

①②については、業務改善プロジェクト・チームの下に専門部会等を設け、集中的に検討を行う。

- ① 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
  - ・ スクール・サポート・スタッフの有効活用の在り方整理
  - ・ AI や RPA，ICT 機器等を活用した事務の省力化の検討
  - ・ 働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施の検討
- ② 部活動指導に係る教員の負担軽減
  - ・ 部活動指導員の導入に向けた検討
  - ・ 生徒の主体的な活動を促し，一人の教員が複数の部活動を見守るなど，顧問の負担軽減に向けた取組の検討
- ③ 学校における組織マネジメントの確立
  - ・ 勤務の状況を把握した上での業務の平準化・効率化及び優先順位を決めた上での学校行事等の精選・省力化
  - ・ 教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安及び児童生徒等の適切な登下校時刻の設定
- ④ 教職員の働き方に対する意識の醸成
  - ・ 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

※ なお、重点的に取り組む項目以外の取組も含め、様々な取組を総合的に推進する。